

栃木県における外国人労働者

－外国人も働きやすい環境作りを目指して－

田巻松雄・金 英花・鄭 安君・神山英子

I 問題の所在と研究の目的

1 問題意識

栃木県は、県の国際化を推進するための施策の方向性を明らかにし、様々な課題に対処していくために、2011年度を初年度とする「新とちぎ国際化推進プラン」(2011～2015)を2010年度に策定し、これまで国際化を進めてきた。2015年度、このプランの取組状況について、現状と課題の検証を通して次期国際化推進計画策定について審議を重ね、2016年4月からは「新とちぎ国際化推進プラン」(2016～2020)が開始されている。

筆者は、この2015年度に開催された次期国際化推進計画策定委員会のメンバーとして、国際化プランの現状と課題の検証作業に加わった。その際、最も大きな課題であると感じたのが「外国人の就労」についての取り組み状況であった。

栃木県が目指してきた国際化は、「グローバル化社会に対応できる人材の育成」、「多文化共生地域づくりの推進」、「グローバル化社会における地域経済の活性化」の3つの柱とその下での11の施策からなる。これらのうち、特に成果が不十分と捉えられる1つが「多文化共生地域づくりの推進」の施策の1つである「外国人も働きやすい環境づくり」である。2015年3月27日に開催された「第1回 栃木県国際化推進計画策定委員会」に提出された資料をみると、この施策では「目標達成に向けた遅れが生じている」と指摘されている。また、『平成26年度 地域国際化実態調査の概要』(栃木県国際課、2015年3月)では、就職者の4割強が仕事への不満があると回答したと記載されている、不満としては「賃金が安い」が最も多くて5割強、「いつ解雇されるか不安である」が3割強で続いている。「多文化共生地域づくりの推進」のためには、外国人が働きやすい環境づくりに関する施策を強力に展開する必要がある。

外国人が働きやすい環境づくりに関する施策を展開するためには、就労条件・環境の実態把握が不可欠であるが、これまで、本県では、ほとんど調査研究が行なわれていない。『地域国際化実態調査の概要』の元となった調査でも、就労関係に関する質問は、現在仕事をしているか、している場合の不満は何か、についての2つだけである。つまり、本県では、外国人を対象とした就職セミナーの開催や外国語で相談窓口を提供する市町の数の増加などに努めてはいるが、外国人の就労・生活支援を協議・推進するために不可欠な基礎的データが決定的に欠けている。

このような状況の中で、外国人の就労条件・環境の実態把握を行い、外国人の働きやすい環境づくりを検討するための基礎的なデータを得ることを目的とする実態調査を構想するに至った。その先の課題としては、外国人に対して行われている就労・生活支援策を総合的に検証することが問われよう。

外国人が地域社会を支える一員としての役割を果たすためには、外国人の適正な雇用機会の確保が極めて重要になる。外国人の就労問題に対する県民の理解が進み、お互いを尊重しあえるような地域づくりに向けた意識の醸成が望まれる。また、外国人が働きやすい環境づくりについてステークホルダーが全県的に協議・推進する連携体制の構築も問われよう。本調査は以上のような目的や意義を問題意識として構想され実施された。

外国人が地域社会を支える一員としての役割を果たすためには、外国人の適正な雇用機会の確保が極めて重要になる。外国人の就労問題に対する県民の理解が進み、お互いを尊重しあえるような地域づくりに向けた意識の醸成が望まれる。また、外国人が働きやすい環境づくりについてステークホルダーが全県的に協議・推進する連携体制の構築も問われよう。本調査は以上のような目的や意義を問題意識として構想され実施された。

2 調査の方法

栃木県の外国人住民の就労・生活実態を広く把握するために、調査票の郵送配布・回収によるアンケート調査を実施した。この調査を計画するに当たり、主に2つの先行調査を参考にした。

1つは、「静岡県外国人労働実態調査」（平成19年度）である。

これは、静岡県多文化共生推進会議において県内在住外国人の実態把握が不十分との認識から調査が必要と提言され、静岡県が静岡文化芸術大学に委託して実施された調査である。調査は、外国人調査、事業所調査（派遣元・受託事業所）、事業所調査（派遣元・注文事業所）の3からなる。

静岡県における当時の外国人登録者の約半数がブラジル人であることを踏まえ、16歳以上のブラジル人に焦点を当てた調査で、ブラジル人が100人を超えている市が調査対象地として選定されている。郵送法（外国人登録原簿から無作為抽出）と配布法（小中高）によって行われた。「労働調査」によって実施された。「労働実態調査」との名称であるが、調査票では生活全般と意識に関する69項目が用意された。

もう1つは、栃木県国際課が平成26年9月5日から10月14日までの期間で行った外国人住民調査である（先の『実態報告書』の元になった調査）。この調査は、栃木県全域を対象とし、標本数は1,200人、抽出方法は層化（市町別）無作為抽出方法、方法は調査票の郵送配布・回収により実施された。調査票は日本語と外国語の2種類を送付した。結果として、回収結果は、有効発送数1,156通、回収数307通、回収率26.6%であった。

上記の先行調査を主に参考にしながら検討を進め、以下のような調査計画を立てた。栃木県全域の外国人住民を対象にして、就労面に焦点を当ててアンケート調査を行う。対象地域は外国人住民数が1000人を超える自治体とする。このような自治体は、調査実施時において8市あった。各自治体の協力が不可欠なので、まず、策定委員会の主催メンバーであった栃木県産業労働観光部国際課に協力を依頼し、次に、調査票を添えて8市に協力依頼をした。その際、国際課から協力要請をしていただいた¹。調査票は、日本語、英語、フィリピン語、スペイン語、ポルトガル語、韓国語、中国語、台湾語、ベトナム語の9言語を用意した。調査票の回収目標は200以上とした。

8市に協力を依頼した際には、様々な事業を控えている或いは個人情報に関することなのでアンケートへの協力は難しいとの反応もあったが、最

終的には、8市すべてから協力いただいた。その内容は4つに分かれた。A市には、外国人相談窓口へ来所する外国人住民に調査票を手渡すという形で協力いただいた。A市の相談窓口に来所する外国人住民の多くは南米系の住民である。B市は、同時期に独自の住民意識調査を計画していたことから、われわれが準備した質問項目にB市が準備した質問項目を合体させた調査票をつくり、B市在住の全外国人住民に発送した（発送はB市）。C市は、こちらから伝えた国籍別の調査希望人数に基づき、市が独自に標本を抽出して調査票を発送した。その他の5市については、住民基本台帳の閲覧²を許可いただくという形で協力いただいた。

住民基本台帳には、氏名、性別、住所、生年月日の情報が掲載されている。生年月日が西暦で記載されているのが外国人住民であるが、国籍は記載されていない。市役所を訪問し住民基本台帳から外国人住民の情報を書き写す作業を行ったが、書き写す段階では国籍別にバランスよく抽出することは必ずしも出来なかった。書き写すには料金がかかり、また、時間的な制約があったため、各市から抽出する目標値を立てて、書き写す作業を行った³。なお、書き写した氏名から国籍を特定する作業を多国籍の関係者の協力を得て行った。特定できる場合もあったが、特定できない場合もあった。特定出来た場合は日本語と該当する外国語2種類の調査票を郵送し、特定できない場合には日本語と数種類の調査票を郵送した。調査票の発送にあたっては、返信用封筒として料金受取人払いの封筒を同封した。

A市には、調査票を100部渡した。B市だけ時期を遅らせての調査票の発送となったが、発送数は1002部であった。C市には、外国人住民400人の標本抽出をお願いした。住民基本台帳の閲覧を行った5市では、計1800人分の標本を抽出した。すなわち、発送した調査票は3,222部である。

B市を除く7市については、平成27年の年末に調査票を発送し、平成28年2月10日を期限として回収した。B市については、平成3月10日を期限として回収した。

本論は3月中旬までに回収できた350票の回答結果をまとめたものである。持参ないしは発送した3,222部に対して回収されたのは350票であっ

た。ただし、ある1市では、住民基本台帳記載の情報に誤りがあったため、259票も返却されてしまった。このほか、転居先不明などの理由で返却されたものも含め、計382票が返却された。このことを踏まえると、今回の調査の有効発送数は2,840、回収数は350、回収率は12.3%であった。

本論は、350票の回答結果の基礎的な事実を整理したものである。自由記述欄に記載されている内容やクロス集計などを使った整理・検討は今後の課題となる。本調査は、田巻・金・鄭・神山の4人が共同研究として企画・実施したもので、本論に記載した内容全体も4人で検討を加えた共同研究の成果である。本論の執筆については、田巻がⅠ、鄭がⅡ、金がⅢ・Ⅴ・Ⅵ、神山がⅣを担当した。

3 外国人雇用関連データ

栃木県における外国人住民と外国人雇用に関する基礎的データを見ておきたい。

栃木県の外国人住民数は、平成26年12月末日現在、112か国、31,268人と県人口の約1.6%を占める。国籍別・地域別状況では、中国6,798人(21.7%)、ブラジル4,163人(13.3%)、フィリピン3,825人(12.2%)、ペルー3,178人(10.2%)、韓国・朝鮮2,660人(8.5%)が上位5か国である。平成25年12月末日現在との比較では、フィリピン人だけが増加し、他の4地域出身の外国人住民は減少している。

在留資格別では、上位5資格が永住者12,725人(40.7%)、定住者3,949人(12.6%)、技能実習3,290人(10.5%)、日本人の配偶者等2,771人(8.9%)、留学生1,888人(6.0%)である。約7割が永住資格等を持つ定住外国人であり、外国人の定住化、滞在の長期化の傾向が見られる。

厚生労働省の『外国人雇用状況の届出状況のまとめ』によると、2014年10月末日現在、栃木県内で外国人を雇用している事業所は1,908あり、そのうちの363が派遣・請負事業所となっている。2009年では事業所1,415、派遣・請負事業所301なので、事業所総数と派遣・請負事業所ともに増加している。2014年段階の外国人労働者数は13,772人で、そのうち6,042人が派遣・請負労働者数である。2009年では、労働者数は10,342

人、派遣・請負労働者数は5,072人であり、やはり増加傾向が認められる。2014年の外国人労働者の在留資格構成については、1000人を超える在留資格を多い順に記すと、永住者4,365人(31.7%)、定住者2,739(19.9%)人、技能実習2,627人(19.1%)、日本人の配偶者等1,718人(12.5%)、専門的・技術的分野の在留資格1,130人(8.2%)となる。永住者・定住者・技能実習の3つで7割を超えている。2014年の産業別労働者数は、製造業5,876人(42.7%)、サービス業(他に分類されないもの)4,938人(35.9%)の2つが突出している。サービス(他に分類されないもの)には、建設設計業、デザイン業、法律事務所、労働派遣業、ビルメンテナンス業等が含まれる。

『外国人雇用状況の届出状況のまとめ』から2009年から2014年までの動向をみると、以下のような傾向が指摘できる。

- ・外国人労働者が持つ最も多い在留資格が「永住者」。

- ・2番目に多い在留資格である「定住者」が減少し、3番目に多い「技能実習」の在留資格が増加している。2位と3位が間もなく交替すると予測できる。

- ・外国人労働者が働く産業の約8割は製造業とサービス業(他に分類されないもの)に集中している。

- ・製造業が増加している代わりにサービス業(他に分類されないもの)が減少傾向。

- ・情報通信業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、教育、学習支援業における外国人労働者数の変動がとても小さい。

- ・その他の産業で働く外国人が増加している。

Ⅱ 基本属性 (担当：鄭安君)

1 提出言語 (図1)

今回のアンケート調査は日本語のほか、英語や中国語など全10種類異なる言語のアンケートを用意した。回収できた350通のアンケートは、日本語が84通(24.0%)で最も多く、次いでポルトガル語が69通(19.7%)、スペイン語が64通(18.3%)、中国語が48通(13.7%)、英語が37通(10.6%)の順となっている。以上の5言語が全体の86.3%を占めている。

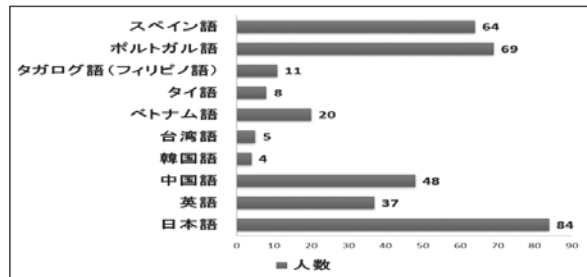


図1 アンケート回答者の提出言語

2 出身国・地域 (図2)

回答者の出身地・地域が多い順からブラジルが75人(21.4%)、中国が68人(19.4%)、ペルーが58人(16.6%)、フィリピンが33人(9.4%)、ベトナムが23人(6.6%)、韓国とタイが各14人(4.0%)である。以上の7カ国で全体の81.4%を占めている。

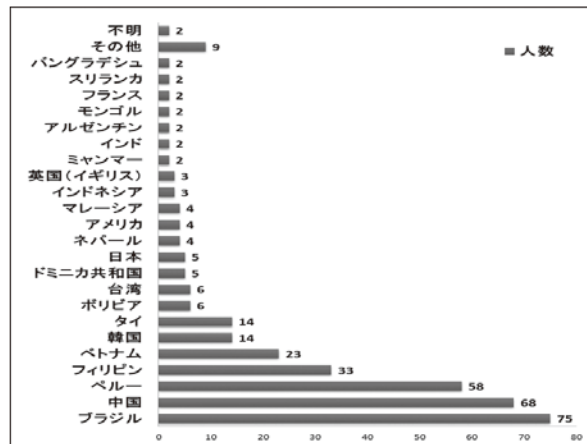


図2 出身国・地域

3 性別 (図3)

回答者の性別は女性が211人(60.3%)で、男性が137人(39.1%)である。また、無回答は2人(0.6%)である。

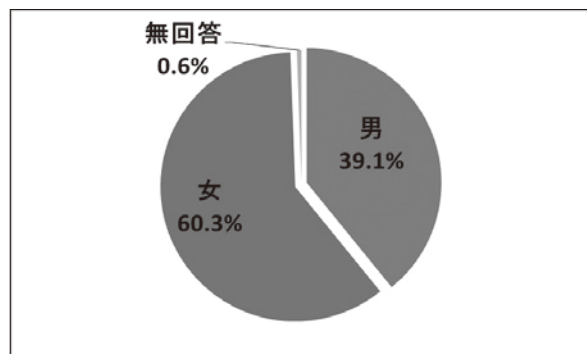


図3 性別

4 年齢 (図4)

回答者の年齢は多い順から、「40歳～49歳」が99人(28.3%)、「30歳～39歳」が84人(24.0%)、「20歳～29歳」が70人(20.0%)、「50歳～59歳」が69人(19.7%)、「60歳以上」は20人(5.7%)、「20歳未満」は6人(1.7%)である。また、不明と無回答は各1人(0.3%)である。

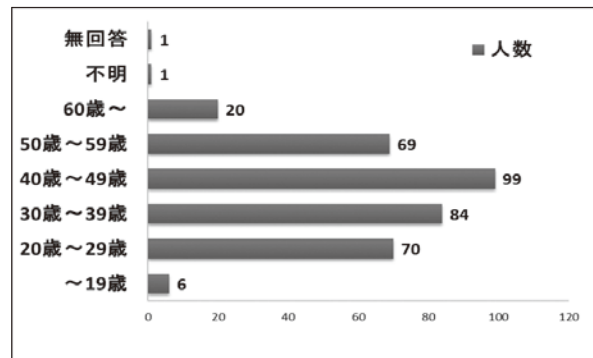


図4 年齢

5 日本に最初に来た時の在留資格 (図5)

日本に最初に来た時の在留資格については、最も多い回答が「定住者」の78人(22.3%)である。次いで「日本人の配偶者等」が77人(22.0%)、「永住者」が39人(11.1%)、「技能実習」が32人(9.1%)、「短期滞在」が30人(8.6%)、「留学」が22人(6.3%)、「永住者の配偶者等」が21人(6.0%)、「専門的・技術的分野の在留資格(技術/人文知識・国際業務)」⁴が16人(4.5%)、「特定活動」が8人(2.3%)、「日本国籍を取得した」が2人(0.6%)である。また、「その他」は10名(2.9%)、無回答は9名(2.6%)、不明は6人(1.7%)である。なお、日本に入学してからすぐ「永住者」を取ることが一般的に考えられないので、39名の「永住者」は記入ミスまたは「特別永住者」⁵である可能性がある。

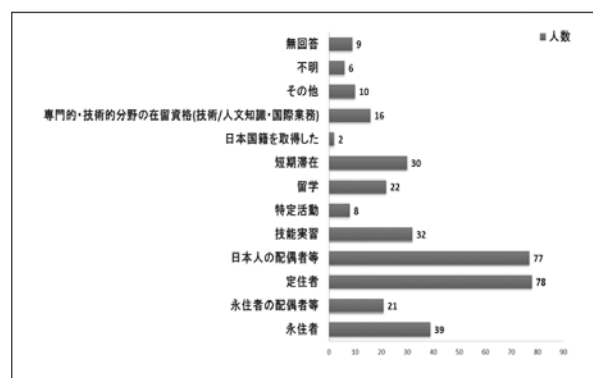


図5 日本に最初に来た時の在留資格

6 現在の在留資格 (図6)

現在の在留資格については、最も多い回答が「永住者」の196人(56.0%)である。次いで「技能実習」が32人(9.1%)、「定住者」が31人(8.9%)、「日本人の配偶者等」が29人(8.3%)、「専門的・技術的分野の在留資格(技術／人文知識・国際業務)」⁶が15人(4.3%)、「永住者の配偶者等」が15人(4.3%)、「留学」が7人(2.0%)、「日本国籍を取得した」が6人(1.7%)、「特定活動」が3人(0.9%)、「短期滞在」が1人(0.3%)である。また、「その他」は5人(1.4%)、不明は6人(1.7%)、無回答は4人(1.1%)である。

日本に最初に来た時の在留資格と比較して、「永住者」の人数が著しく増加した(157人、402.6%増)。一方、著しく減少したのは、「短期滞在」(29人、96.7%減)、「留学」(15人、68.2%減)、「日本人配偶者」(48人、62.3%減)と「定住者」(47人、60.3%減)である。永住者の著しい増加は、外国人が長期的に日本に暮らしているうちに、安定を求めて、在留資格の期限のない永住者の在留資格に変更することが多いと考えられる。また、定住者の在留資格を持つ日系人が永住者の在留資格に変更することも多い。出稼ぎとのイメージの強い日系人ではあるが、日本に定住しているケースが多いことはここからも確認できる。

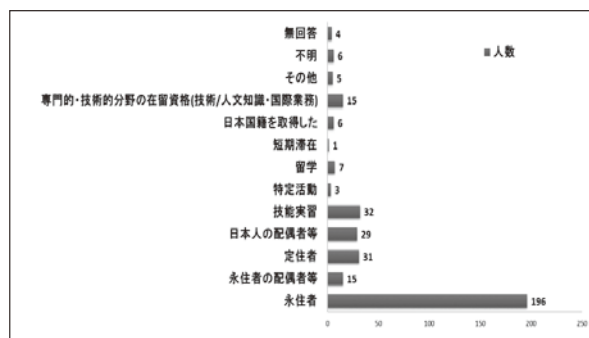


図6 現在の在留資格

7 日本で暮らしている年数 (図7)

日本で暮らしている年数については、「10年以上」の答えに集中している(212人／60.6%)。また、「その他」で20年以上(11人／3.1%)および30年以上(1人／0.3%)と答えた人数を合わせると、「10年以上」は224人(64.0%)になる。回答者の6割以上は、長期的に日本で暮らしていることをうかがうことができる。次いで「5～10年」

が44人(12.6%)、「2～3年」が28人(8.0%)、「1年未満」が18人(5.1%)、「3～5年」と「1～2年」が各13人(3.7%)、「生まれたときからずっと」が9人(2.6%)である。

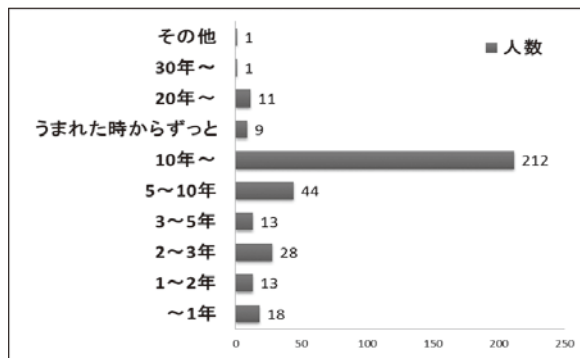


図7 日本で暮らしている年数

8 健康保険の加入状況 (図8)

健康保険に加入しているのかどうかについては、「会社の健康保険」が188人(53.7%)、「国民健康保険」が128人(36.6%)である。そのほか、会社の健康保険と国民健康保険のほかに別の保険も加入していると答えた人が6人(1.7%)である⁷。したがって、合わせて回答者の92.0%が日本の保険システムに加入している。一方、「入っていない」と答えた人が19人(5.4%)である。国民健康保険への加入が中長期滞在の外国人にも義務となっているが、ここからは病気や怪我の際に保障されない外国人もいる可能性があることがわかる。

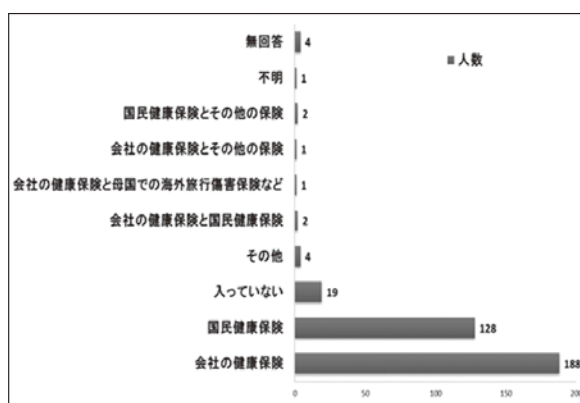


図8 健康保険の加入状況

9 公的年金の加入状況 (図9)

公的年金に加入しているかどうかについては、「厚生年金」が153人(43.7%)、「国民年金」が65人(18.6%)、「厚生年金と国民年金」が1人(0.3%)である。したがって、回答者の62.6%が日本の年金システムに加入している。その一方、「入っていない」と答えた人が100人(28.6%)である。日本の年金システムは外国人でも加入義務があるが、「留学」「短期滞在」「技能実習」「特定活動」などの在留資格が一定の条件内なら、免除することも可能である。不明・無回答・その他を合わせて、現在の在留資格が上記の4つの在留資格である回答者が合計58名であることを考えると、本来、日本の年金システムに加入すべき外国人の中でも、年金システムに加入していない人が存在していることが見受けられる。

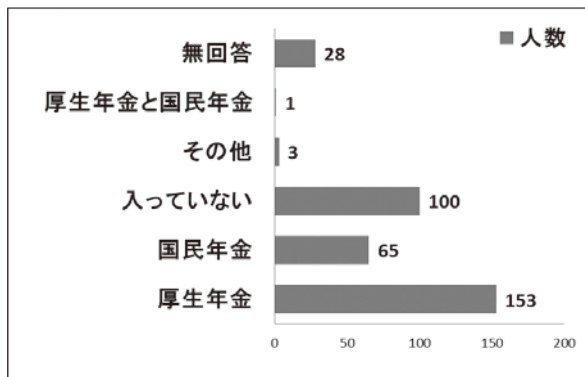


図9 公的年金の加入状況

10 仕事の有無 (図10)

仕事をしているかどうかについて、「はい」が286人(81.7%)、「いいえ」が62人(17.7%)、無回答が2人(0.6%)である。8割以上の回答者が何らかの形で日本で働いていることをうかがえる。

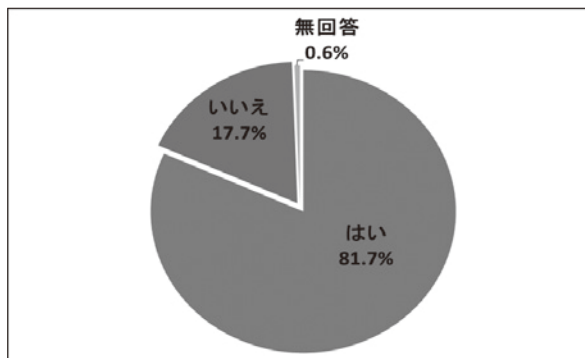


図10 仕事の有無

III 仕事のある人への質問 (担当: 金英花)

11 現在の職場での勤務年数 (図11)

現在の職場での勤務年数について、現在は仕事をしていると答えた286名の回答者のうち、「5年以上」が105人(36.7%)、10年以上と答えた人が2人(0.7%)、20年以上と答えた人が1人(0.3%)である。したがって、37.7%の回答者が同じ職場で5年以上働いている。そのほか、「1年未満」が71人(24.8%)、「1~2年」が29人(10.1%)、「2~3年」が39人(13.6%)、「3~5年」が30人(10.5%)、である。また、不明は1人(0.3%)、無回答は8名(2.8%)である。

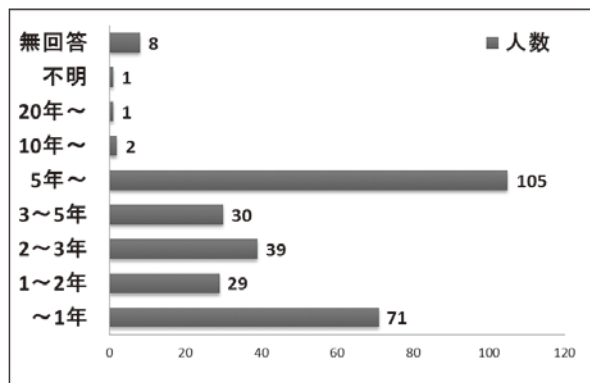


図11 現在の職場での勤務年数

12 現在の職場の業種 (図12)

現在の職場の業種の問いでは、「製造(その他)」が最も多く、全体の答えの中、63人(22.0%)である。次に多い順に並べると、「製造(輸送機器)」が59人(20.6%)、「その他」が52人(18.2%)、「製造(電子機器)」が27人(9.4%)、「製造(食料品)」が26人(9.1%)、「教育・学習支援業」が16人(5.6%)、「飲食サービス」、「サービス(労働者派遣・ビルメンテナンス業など)」が同じく15人ずつ、どれも5.2%を占めている。また、「卸売業・小売業」が6人(2.1%)、「農林漁業」が4人(1.4%)、「宿泊業」が3人(1.0%)、「運輸・情報通信業」

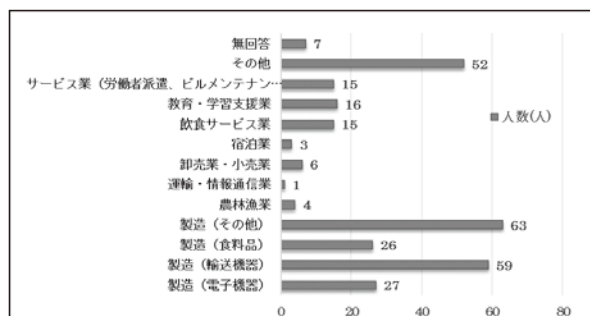


図12 現在の職場の業種(複数回答)

は1人(0.3%)、「無回答」は7人(2.4%)である。外国人労働者の6割になる175人が「製造」関連業種に集中していることが分かった。

13 現在の職場での仕事の内容(職種)(図13)

現在の職場での仕事の内容については、「技能労働・一般作業」が180人で全体数286人のうち62.9%を占めている。「その他」42人(14.7%)には、ゴルフ関連、畜産関連、教育関連、飲食店ウエトレス、パティシエなどの職種がある。「販売・サービス業」が19人(6.6%)で、「事務」が14人(4.9%)、「専門・管理」が13人(4.5%)である。「技能労働・一般作業」と「その他」の1人(0.3%)と「技能作業・一般作業と専門・管理」1人(0.3%)を含めば、外国人が働いている主な職種は「技能労働・一般作業」がもっとも多く、全体数の63.5%であることが明らかになった。

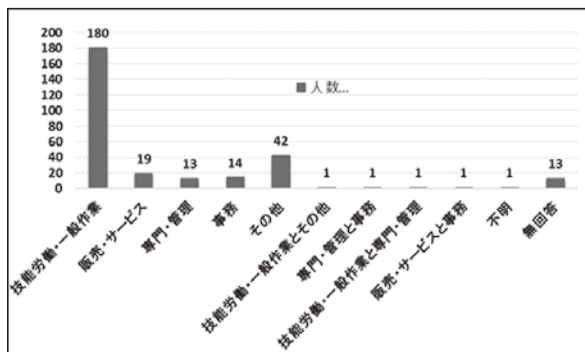


図13 現在の職場での仕事の内容(職種)

14 現在の職場での雇用形態(図14)

現在の職場での雇用形態としては、「直接雇用(正社員)」が93人で32.5%、「直接雇用(パート・アルバイト)」が68人で23.8%を占め、直接雇用が半数以上である。「間接雇用(派遣・請負)」は69人(24.1%)で、「技能実習生」は22人(7.7%)である。そのほか、「自営業主」は11人(3.8%)、「その他」9人(3.1%)と「不明」2人(0.7%)、「家族従事者」2人(0.7%)、「無回答」10人(3.5%)である。

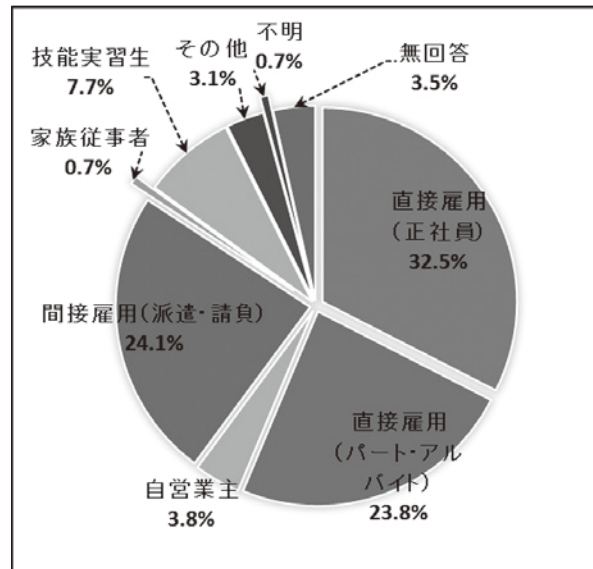


図14 現在の職場での雇用形態

15 現在の勤務状況 A) 勤務体制(図15-A)

現在の勤務体制については、「昼」がもっとも多く、173人で(60.5%)、「交代制」は50人で(7.5%)、「夜」は18人で(6.3%)、「不規則」は14人で(4.9%)である。不明と答えた人は4人(1.4%)、回答しなかった人も25人(8.7%)いた。

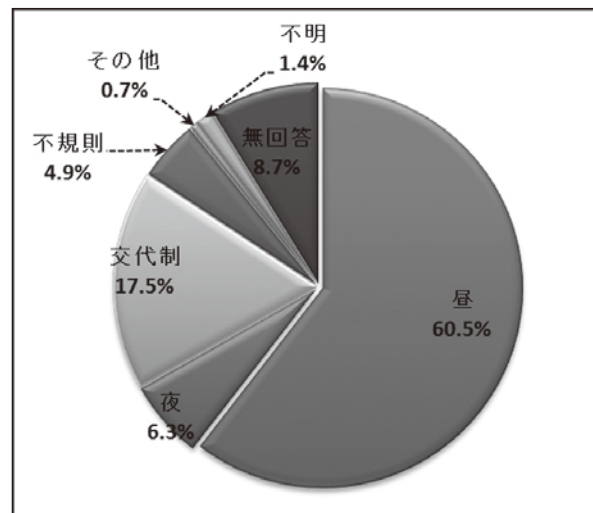


図15-A 現在の勤務状況：勤務体制

15 現在の勤務状況 B) 一日勤務時間(図15-B)

一日の勤務時間は、「8時間」が最も多く、半数に近い130人(45.5%)である。その次は「10時間」、「6時間」、「3時間」の順であるが、それぞれ32人(11.2%)、15人(5.2%)、14人(4.9%)である。一日10時間以上働く人も合わせて66人で、22.9%を占めている。

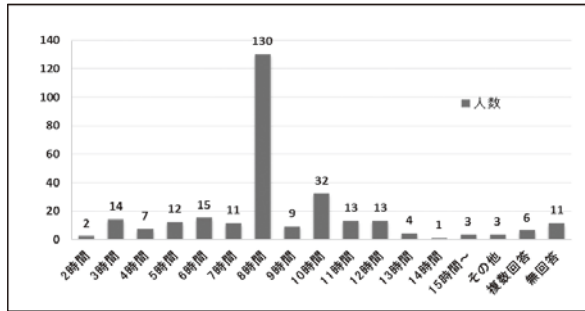


図15-B 現在の勤務状況：一日勤務時間

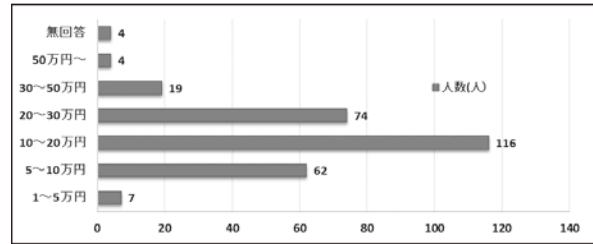


図17 一か月あたりの収入

16 現在の給与形態 (図 16)

現在の給与形態では、「月給」と「時給が」それぞれ 146 人 51.0%と 116 人 (40.6%) を占めている。「日給」は 7 人で 2.4%、「その他」は 9 人 (3.1%) である。月給と時給の割合が 9 割を占めている。

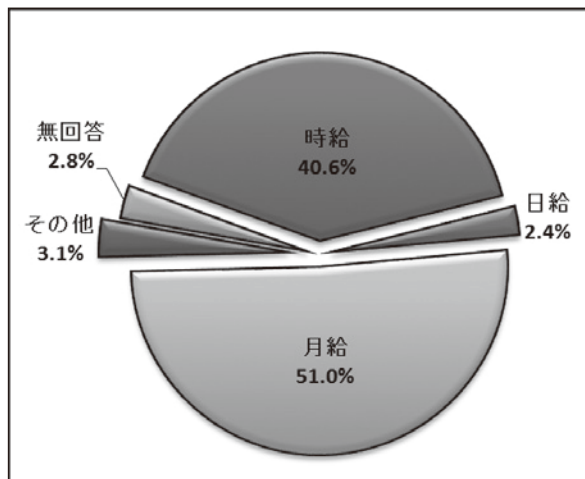


図16 現在の給与形態

18 日本に来てからの転職有無 (図 18)

日本に来てからの転職有無については、「なし」という答えが 89 人 (31.1%) で多数を占めている。次に「3 回あり」が 36 人 (12.6%)、「5 回」と「6 回から 10 回」までが同じく 33 人 (11.5%) を占めている。「1 回あり」は、31 人 (10.8%) で、「4 回あり」は 28 人 (9.8%)、「2 回あり」は 24 人 (8.4%)、「10 回以上あり」は 10 人 3.5 (%) である。

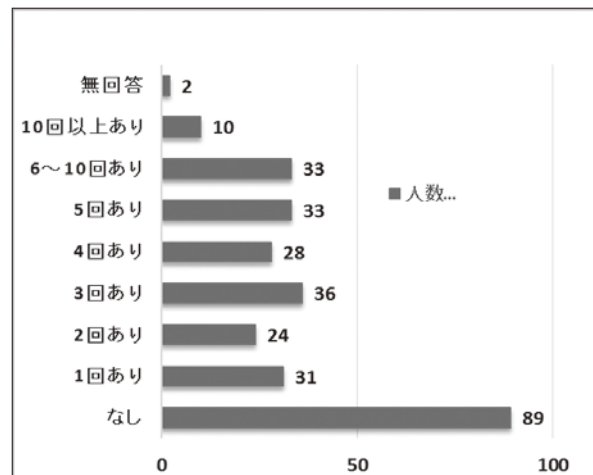


図18 日本に来てからの転職有無

17 一か月あたりの収入 (図 17)

一か月の収入については、「10～20万」と答えた人が 116 人 (40.6%) で最も多かった。次から順番に見ると、「20～30万」と答えた人が 74 人 (25.9%)、「5～10万」が 62 人 (21.7%)、「30～50万」が 19 人 (6.6%)、「50万以上」と答えた人も 4 人 (1.4%) いて、月 10 万円以上もらっている人が 213 人で、74.5%を占めていることが分かった。一方で、10 万円以下と答えた人も 69 人で (24.1%) で、一人世帯最低生計費⁸を下回ることが分かった。

19 転職の一番大きな理由 (図 19)

転職した理由として、一番大きな理由は「良い条件の仕事を探すために」が 89 人 (45.2%)、「雇用期間が終わったため」が 28 人 (14.2%)、「会社の倒産や人の整理」が 23 人で 11.7%、「家族や体の調子のため」が 15 人 (7.6%) を占めている。それ以外にも、「会社の将来が心配」や「会社の人との人間関係が悪かったため」がそれぞれ 6 人と 4 人で、各 3.0%と 2.0%を占めている。

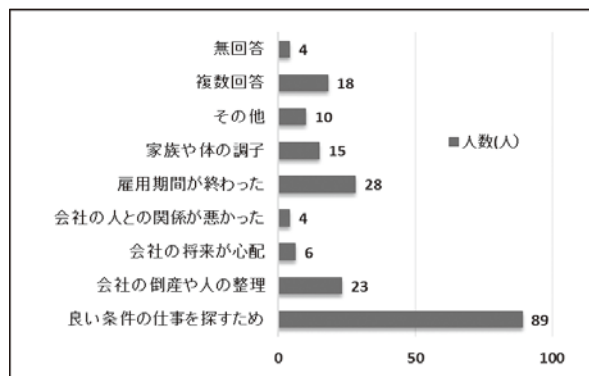


図19 転職の一番大きな理由

20 今の仕事への満足度 (図 20)

今の仕事への満足度については、「満足」が213人(74.5%)で全体的に仕事への満足度が高いことが分かった。「不満」と答えたのが63人で22.0%、「どちらともいえない」が2人(0.7%)である。

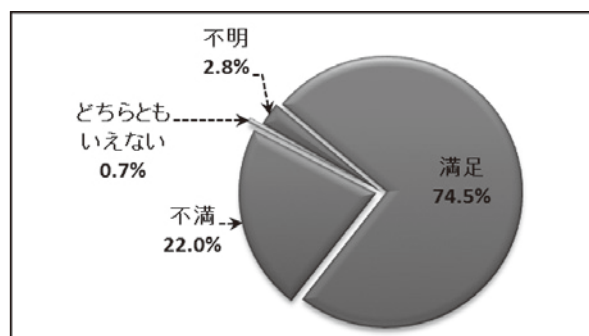


図20 今の仕事への満足度

21-1 仕事に対して満足に思う理由 (図 21-1)

仕事に対して満足に思う理由としては、「給料・残業代がきちんと支払われている」が108人(50.7%)で約半数を占めている。「仕事の環境・生活の環境が良い」と答えのが、93人(43.7%)、「日本人との触れ合いが楽しい」と答えたのが80人で、37.6%である。それ以外には、「差別やいじめがない」が73人(34.3%)、「健康保険、雇用保険に入ることができる」が66人(31.0%)、「仕事がおもしろい、やりがいを感じる」が64人(30.0%)、「給料が多い、給料が上がる」と答えたのが、60人(28.2%)ある。また、「仕事・生活のトラブルの相談ができる」、「今の仕事が自分の将来に役に立つ」と答えたのが、それぞれ35人(16.4%)、31人(14.6%)を占めた。

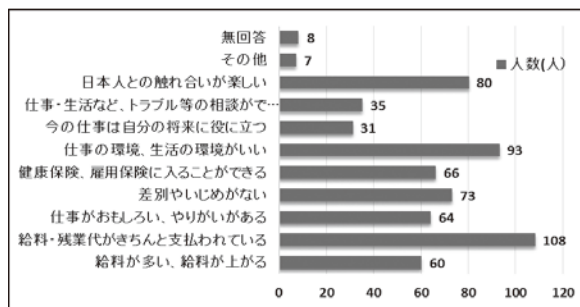


図21-1 仕事に対して満足に思う理由 (複数回答)

21-2 仕事に対して不満に思う理由 (図 21-2)

仕事に対して不満に思う理由として、最も多かったのが、「給料が安い、給料が上がらない」が45人(71.4%)である。次に多いのが「仕事で日本人ではないからと差別やいじめがある」が19人(30.2%)、「生活環境や仕事の環境がよくない」と「仕事でうまく話すことができない」が同じくそれぞれ11人(17.5%)を占めている。「いつクビになるか心配」が10人(15.9%)、「給料・残業代がきちんと支払われていない」が9人(14.3%)を占めている。「労働時間が短い」や「雇用期間が短い」のような不満の声も合わせて13人(20.6%)である。反面、「労働時間が長い」と答えた人も5人(7.9%)、「休みが少ない」と答えた人も4人(6.3%)いて、対照的であった。

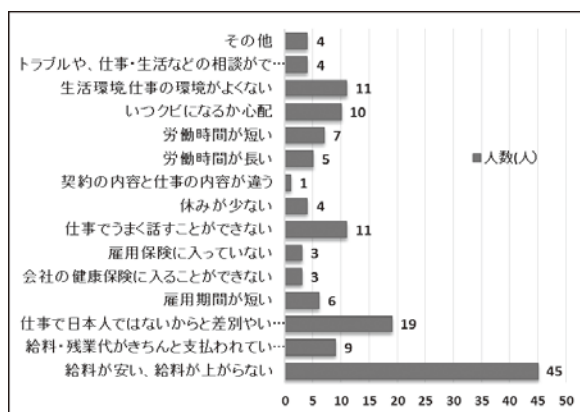


図21-2 仕事に対して不満に思う理由 (複数回答)

IV 仕事のある人（就労者）の離職経験・仕事のない人・技能実習生・留学生への質問

（担当：神山英子）

22 調査時点で就労している人の過去の離職期間の有無（図 22）

調査時点で就労していて、かつて離職期間があったかどうかについては、回答者計 286 人のうち、「はい」が 132 人（46.2%）、「いいえ」が 144 人（50.3%）、「無回答」が 10 人（3.5%）であった。栃木県内の外国人住民の状況として、すでに就労している人のうち、離職期間がない人が、離職期間がある人を若干上回ることが明らかになった。

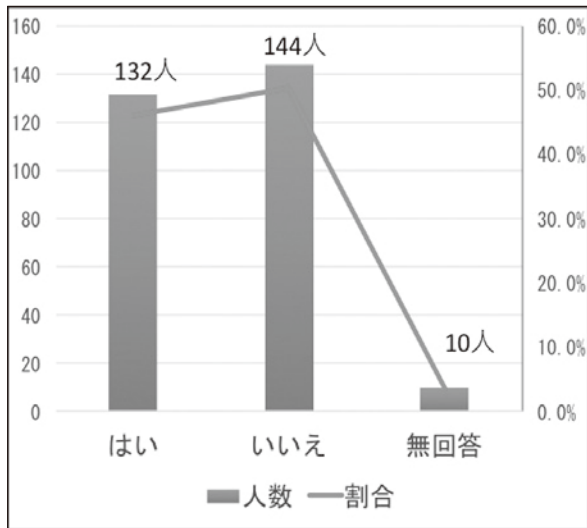


図22 就労者の過去の離職期間の有無

23 就労者の過去の離職期間における生活（図 23）

過去の離職期間にどのように生活したかについては、回答者計 132 人のうち、「家族の収入で生活した」が 64 人（48.5%）で最も多く、次に多い順に並べると、「失業給付を受けた」が 44 人（33.3%）、「今まで貯金したお金で生活した」が 39 人（29.5%）、「友人や知り合いからお金を借りて生活した」が 7 人（5.3%）、「その他」が 3 人（2.3%）、「無回答」及び「生活保護を受けた」が各 1 人（0.8%）ずつであった。

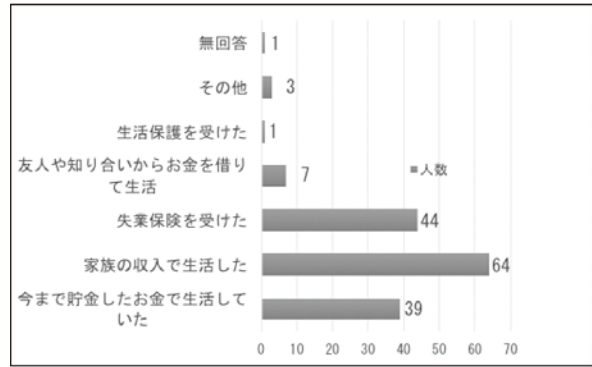


図23 離職期間の生活

24 就労者の今後の就労希望（図 24）

調査時点で就労している外国人住民に対する質問のうち、今後の就労希望については、回答者計 286 人中「ずっと今の仕事を続けたい」が 118 名（41.3%）で最も多く、次に「しばらくは今の仕事を続けたい」が 68 人（23.8%）、「もっとよい仕事があれば違う仕事をしたい」が 66 人（23.1%）、「無回答」が 21 人（7.3%）、「帰国を予定している」及び「その他」が各 6 人（2.1%）ずつで、「不明」が 1 人（0.3%）であった。

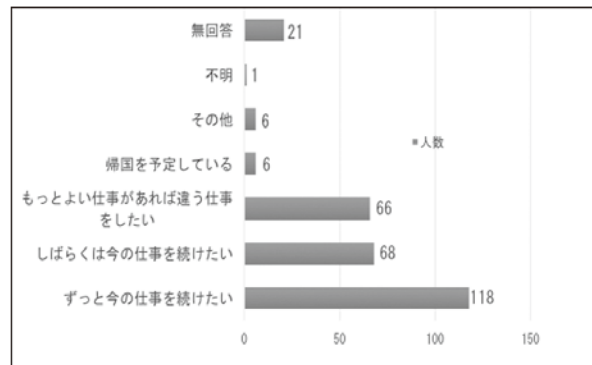


図24 就労者の今後の就労希望

25 調査時点で無職だった人の無職期間（図 25）

調査時点で仕事をしていない外国人住民の無職期間がどのくらいあったかについては、回答者計 62 人のうち、「1 年未満」が 17 人（27.4%）、「1～2 年」が 8 人（12.9%）、「2～3 年」が 6 人（9.7%）、「3～5 年」が 3 人（4.8%）、「5 年～」が 5 人（8.1%）、「今まで日本で一度も仕事をしたことはない」が 19 人（30.6%）、「無回答」が 4 人（6.5%）であった。今まで日本で仕事をしたことがない人が最も多く、無職期間については、1 年未満と回答する人が多いことが明らかになった。

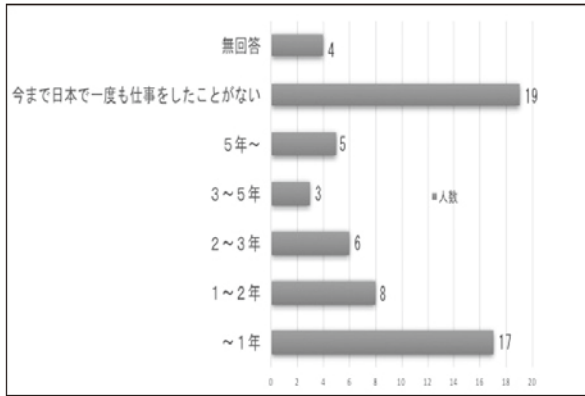


図25 調査時点で無職だった人の無職期間

26 無職理由 (図 26)

仕事をしていない理由については、回答者計62名のうち、「育児・介護などで忙しく時間がない」が19人(30.6%)と最も多く、次に多い順から並べると、「その他」が18人(29.0%)、「健康ではない」及び「良い仕事がない」が各7人(11.3%)ずつで、「家族に給料があるので働かなくてもいい」が5人(8.1%)、「不明」及び「無回答」が各3人(4.8%)ずつであった。また、「その他」の内訳には、「会社に相手にしてもらえなかった」、「婚約者と生活している」、「妊娠している」、「学生である」という回答があった。

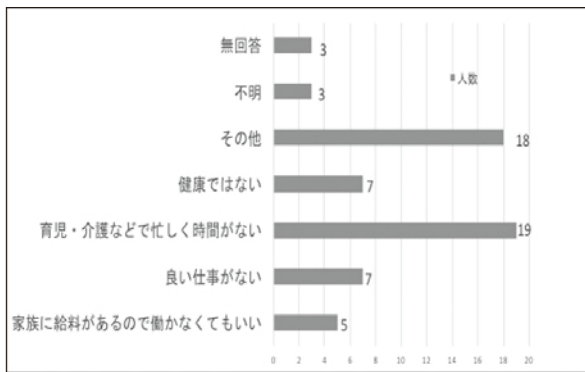


図26 無職理由

27 無職者の今の生活状況 (図 27)

調査時点で無職である外国人住民の「今の生活状況」については、回答者計62名のうち、「家族の給料で生活している」が34人(54.8%)と圧倒的に多く、次に多い順から並べると、「生活保護を受けている」が11人(17.7%)、「複数回答」が8人(12.9%)、「失業給付を受けている」及び「無回答」が各3人ずつ(4.8%)で、「貯金したお金で生活している」が2人(3.2%)、「友人や知人

からお金を借りて生活している」が1人(1.6%)であった。質問項目23の「離職期間の生活」で回答が最も多かったのも「家族の収入で生活した」であったことから、離職であれ、無職であれ、仕事のない期間は家族の収入に頼る傾向があることがわかった。

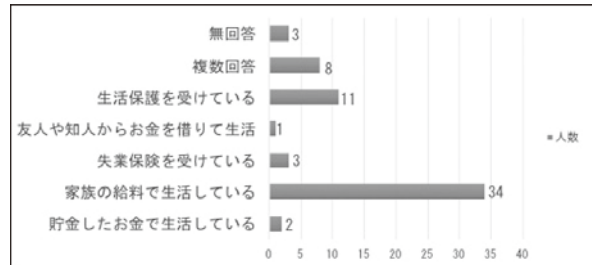


図27 今の生活状況

28 無職者の今後の就労希望 (図 28)

調査時点で無職である外国人住民の「今後の就労希望」については、回答者計62名のうち、「後で仕事を探す」が23人(37.1%)と最も多く、以下順に「今、仕事を探している」が14人(22.6%)、「無回答」が11人(17.7%)、「その他」が7人(11.3%)、「帰国する」が4人(6.5%)、「不明」が2人(3.2%)、「仕事をしたくない」が1人(1.6%)あった。また、「その他」の内訳には、「子どもが産まれたら仕事を探す」、「実家(日本国内)で仕事を探す」という回答が見られた。

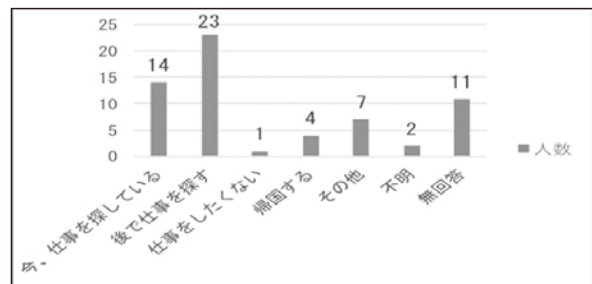


図28 今後の就労希望

29 実習先に日本を選んだ理由 (図 29)

在留資格「技能実習生」に対する質問項目である「実習先に日本を選んだ理由」については、回答者計48名のうち、「その他」が13人(27.1%)で最も多く、次に多い順から並べると、「他の国より給料が高い」が12人(25.0%)、「他の国より長く働ける」及び「友達・知り合いの勧めで」が各11人(22.9%)ずつで、「日本語が出来る」、「友達・知り合いと相談して」及び「無回答」に

については、それぞれ各3人ずつで6.3%を占めていた。また、「職業紹介機関の勧めで」が1人(2.1%)であった。

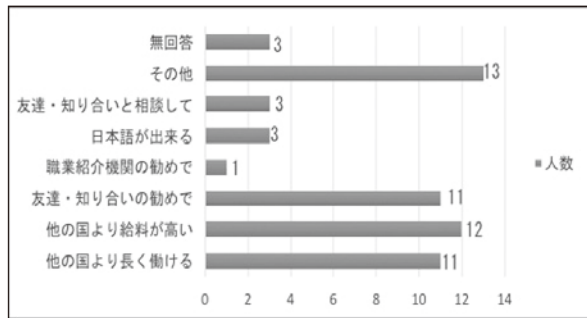


図29 実習先に日本を選んだ理由

30 契約期間終了後も日本で働きたいか (図 30)

技能実習生への「契約終了後も日本で働きたいかどうか」という問いについては、回答者計48名のうち、「はい」が32人(66.7%)、「いいえ」が5人(10.4%)、「無回答」が11人(22.9%)であった。技能実習生の在留期間は最長3年であるが、今回の調査により、その後も引き続き日本で就労したい実習生が栃木県内におおよそ7割いることが明らかになった。

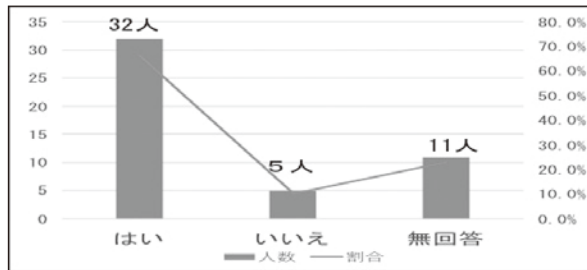


図30 契約終了後も日本で働きたいか

31 留学終了後日本で働きたいか (図 31)

在留資格「留学生」に対する「留学終了後、日本で働きたいかどうか」という問いについては、「はい」が7人(87.5%)、「いいえ」が1人(12.5%)であった。留学生の回答が8名と少なかったものの、8割以上の留学生が日本での就職を希望していることがわかった。

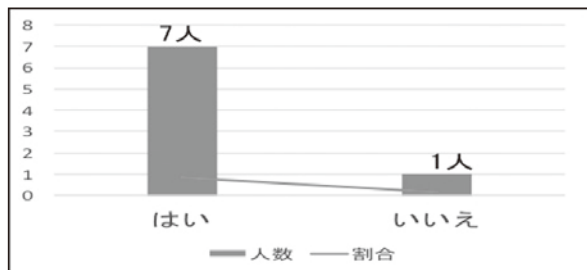


図31 留学終了後日本で働きたいか

V 結論

昨年4月から本格的にスタートした「栃木県における外国人労働者」の基礎データ収集調査と「外国人も働きやすい環境づくり」の研究は、その間、栃木県庁をはじめ、各関係機関、関連企業、関係者、研究会メンバー、田巻里奈さん(平成27年度科研支援者)の協力を得て、基礎データの集計確保という研究結果を得ることができた。本論文は、基礎データの単純集計をまとめた内容である。

まず、基本属性を見てみると、①回答者の中で最も多い国の人はブラジル、中国、ペルー、フィリピン、ベトナム、韓国、タイの順で、以上の7カ国で全体の81.4%を占めていた。その中でも南米系の人と中国系の人合わせて6割以上を占めた。また回答者のほとんどが20歳以上の成人で、98.0%が労働人口であることもわかった。②現在の在留資格の中でもっとも多いのが「永住者」(56.0%)で、来日時の滞在資格より、4倍ぐらい増加している。その理由としては、入国当時の資格であった「定住者」「日本人の配偶者」「短期滞在」「留学」などの人達が、長期的に日本に暮らしているうちに、安定を求めて在留資格の期限のない上に、自由に就労できる「永住者」の在留資格に変更したことが多いと考えられる。出稼ぎイメージの強い日系人も、日本に定住化しているケースが多いことも確認できた。③滞在年数をみても、10年以上が64.0%を占めていて、長期滞在とみなす5年以上も合わせると全体の79.2%の人が日本を主な生活拠点として生活していることが分かった。④健康保険と公的年金加入率はそれぞれ、92.0%と62.6%と出ていて、短期滞在、留学生、特定活動など年金の免除できる可能性の集団を排除すれば、回答者の大多数が何らかの形で社会的保障制度に加入していることが分かった。⑤仕事をしている人は81.7%を占め、多数の人が就労していることも分かった。これは基本属性の中の労働人口である98.0%のうち、約8割の人が何らかの形で働いていることを意味する。

次に、仕事のある人への質問では、①6割以上が「製造」関連の単純労働現場で働いていて、仕事の内容も「技能労働」が全体の6割を若干上回る結果が出た。②雇用形態としては、直接雇用が半数以上を占めているが、正社員数は約3割程

度にとどまった。③勤務時間については、約半数の人が8時間勤務で、6割の人が昼間の仕事に従事していた。④給与については、約24.1%の人が一人世帯最低生計費11.4万円を下回ることが分かった。⑤転職の回数は約7割の人が1回以上あるが、その理由としては、「良い条件を求めて」「雇用期間の満了」が合わせて59.4%を占めていた。⑥仕事への満足度は22.0%の人が不満と答えたが、その理由としては「賃金の安さ」「差別を受けている」「仕事・生活環境が良くない」「賃金未払い」「いつクビになるか心配」などの順であった。反面、満足と答えた7割の人の満足の理由としては、「賃金がきちんと支払われている」が半数を占めていて、その次が「仕事の環境、生活の環境が良い」「差別がない」などと出て、不満の理由と多少矛盾するところも見られた。⑦過去の離職期間については、離職期間のない人が、離職期間のある人を若干上回り、それぞれ50.3%と46.2%を占めた。離職期間の生活については、「家族の収入で生活していた」の答えが約半数を占めていた。⑧今後の就労希望への問いでは、具体的に新しい仕事に対する願望の答えもあったが、全体的にこれからも仕事は続けたいという答えが約9割を占めた。

三つ目に、仕事のない人・留学・技能実習生への質問では、①無職期間は1年未満が最も多く、その理由については、「育児・介護」が30.6%として一番多かった。「日本で一度も仕事をしたことはない」の答えも約3割を占めていた。年齢層や性別、理由からみると、おそらく妊娠・子育て中の女性である可能性が大きいか、それとも健康上の理由での無職期間である可能性が大きい。仕事のない人の無職期間の生活も半数以上が「家族の収入で生活している」と答えた。②技能実習生の日本を実習先として選んだ理由としては、「他の国より給料が多い」「他の国より長く働ける」「友達・知り合いの勧め」順で結果が出た。契約終了後の日本での働きを希望するかについては、在留期間最長3年以降も日本で就労したい実習生が回答者全体数の約7割いることが分かった。③留学生に対しての質問でも同じく、8割以上の人々が日本での就職を希望していた。

まだ、自由回答の部分への調査結果は出ていな

いものの、単純集計の結果から得た結論は次のようなものが見えてきた。

まず、回答者の上位2カ国が日系人(ブラジル人とペルー)と中国系の人で、回答者数の約6割以上を占めていることが分かった。また、回答者の約98%以上の人々が成人であり、同じく労働人口も9割であった。永住者の資格がもっとも多く、外国人の定住化、長期滞在が進み、多くの外国人が安定した資格で、日本を主な生活拠点として日常生活・経済活動を営んでいることも見えてきた。

次に、回答者の約半数以上の人々が製造業を中心とする単純労働現場に従事していて、しかも仕事の内容も技能労働が全体の6割以上を占めていた。また、全体数の8割以上の人々が現在も何らかの形で仕事に従事していた。これは基本属性の労働人口の数を若干下回る結果となった。労働人口と一致しない理由としては、おそらく妊娠・子育て中の女性が含まれていることや、もしくは健康上の理由が予想される。勤務条件においては、社会保障制度や勤務時間などについては平均的な数値を見せたが、「賃金の安さ」「差別を受けている」「仕事・生活環境が良くない」「賃金未払い」「いつクビになるか心配」など、雇用形態の不安定や、勤務環境、給料の面、人権の面における改善は、本論文の初頭の部分でも出てくる、2015年3月の栃木県国際課の調査の「仕事への不満の理由」についての調査結果と重なる部分があった。

三つ目に、にもかかわらず、回答者の約9割の人が今後も日本で仕事を続けたいと、技能実習生の約7割が契約満了後も日本で働きたいと、また、留学生の約8割が卒業後日本で就職したいと答えていて、今後も外国人の定住化は更に進むことが推測できた。

回答者の中の外国人労働人口の多さ、技能実習関連仕事に従事している人の多さ、定住化傾向、今後も日本で継続して仕事をしたいという強い願望、賃金への不満の声や、かれらの県内の労働市場での存在感に注目すれば、かれらのためにどのように働きやすい環境づくりに努め、且つ彼らの才能を伸ばしながら、その底力をいかに地域社会に定着させるかは、それこそ、多文化共生地域づくりとグローバル化社会における地域経済の活性化につながる重要な課題である。

Ⅵ 今後の課題

これまで政府は公式的には一貫して外国人単純労働者の受入を認めて来なかった。にもかかわらず今回の栃木県の調査のように国内の様々な労働現場で外国人労働者が、技能実習生、日本人の配偶者、永住者、定住者、短期滞在などという、表では単純労働者の身分とは違う滞在形態をもって、日本経済の一部分を支えているのも現実である。2020年の東京オリンピックの特需や世界経済の流れの中での日本の立場、日本社会の高齢化を考えれば、これから単純労働者への需要は益々高まってくると予想される。すでに成長が続くアジア各国、日本、韓国、台湾、シンガポールを中心に、外国人労働者の受け入れをめぐる激しい争奪戦が起きている。高度人材は無論、建設現場で働く労働者、介護や福祉に関連する単純労働者の途上国での人材育成、人材確保に各国の企業とも熱をあげている。特に、ベトナムやミャンマーなどで苦戦を強いられているが、他の3カ国は日本以上に、外国人労働者を受け入れるための制度改革を徹底的に進め、魅力ある労働市場を作り出そうとしている。特に韓国や台湾は日本よりも先行して外国人の受け入れに政府主導で踏み切ろうとしている⁹。もう一つ懸念すべきことは、これまでは労働力の主な送出先として巨大な市場を提供してきた中国とタイが経済成長にともない、少しずつ受入国へと方向転換しつつあることである。国内においても2015年に入ってから、政府がやっと神奈川県と大阪府2つの特区で、2016年春を目途に外国人家事労働者受入事業の実施を行おうとしている¹⁰。アジアで厳しさを増す労働者の争奪戦、日本は今後どう向き合うべきなのか考えさせられる。

本研究チームは栃木県を中心に昨年4月から本格的に「栃木県における外国人労働者への基礎データを集める」作業からスタートして「外国人の働きやすい環境づくり」のために何をすれば良いかを追究しようと研究に取り組んできた。

今後は自由記述欄に記載されている内容やクロス集計などを使った整理・検討を行い、そこから得られた研究結果をもとに「外国人が働きやすい環境」を作るためには、行政として、地域社会としてどのようなことをすれば良いかについて、12

月の国際シンポジウム（宇都宮大学で12月1日開催予定）で議論の場を設け、その研究成果をまとめて外国人に対して行われている就労・生活支援策を総合的に検証することと、それを地域社会に還元することを目指す。

¹ 調査の準備や各自治体への協力要請等の面で栃木県産業労働観光部国際課課長補佐 杉山 庄吾様（当時）には特にお世話になった。改めて感謝申し上げたい。

² 住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成18年11月1日から施行された。現在では、住民基本台帳の一部（住所、氏名、生年月日、性別）の写しの閲覧は、何人でも閲覧を請求できるという「原則公開」の閲覧制度は廃止され、個人情報保護に留意した、公用・公益性が高いと認められる場合のみに閲覧可能となる制度「原則非公開」として再構築されている。本調査での閲覧は、「統計調査・世論調査・学術研究等の調査研究のうち、公益性が高いと認められるものの対象者を抽出する目的で閲覧する場合」に相当するとして認められている。

³ 住民基本台帳の書き写しに要する閲覧手数料は自治体によって異なる。今回書き写しをさせて頂いた5市のうち、1市は1件につき100円、1市は1件につき200円であった。1市は通常は100円を徴収するが、今回は特別な配慮を頂き、無料で書き写しをさせて頂いた。他の2市は、1人につき30分で100円、1人につき1時間で500円という料金体系であった。なお、5市のうち4市では外国人住民だけの台帳が作成されていた。

⁴ 「専門的・技術的分野の在留資格」について、「技術」または「人文知識・国際業務」を特定できるアンケートもあれば、特定できないものもある。ここでは高度専門人材の在留資格としてすべての人数を合わせて表示している。

⁵ 特別永住者とは戦前から日本に在留している在日韓国人・朝鮮人・台湾人の法的地位の安定化を図る為、「入管特例法」を根拠とする法的地位である。戦争中に日本の占領下で日本国民とされ、日本に移り住むこれらの人たちが終戦と共に日本国籍を消失したため、本人およびその家族が引き続き日本に暮らせるように、その永住を許可するものである。

⁶ 注4と同じく、「技術」と「人文知識・国際業務」を合わせた人数である。

⁷ 「会社の健康保険と国民健康保険」と答えた人が2人（0.6%）である。通常だと考えにくいのが、日本の保険システムに何らかの形で加入していると見なす。

⁸ 人事院が2015年4月に発表した資料によると、一人世帯の最低標準生計費は月114,720円と公表されている。

⁹ 2014年7月9日NHK放送「アジア労働者争奪戦」

¹⁰ 伊藤るり「特区ではじまる外国人家事労働者の受入れ」『日本における外国人・民族的マイノリティ人権白書』、外国人人権法連絡会、2016年

本研究は平成 28 年度文部科学省科学研究費補助金基盤研究 A「将来の『下層』か『グローバル人材』か - 外国人児童生徒の進路保障を目指して」(課題番号 26245056、研究代表者田巻松雄)の研究成果の一部である。

Foreign workers in Tochigi Prefecture

-Fostering a better working environment for foreign workers-

Tamaki Matsuo

From November 2015 to January 2016, our research team conducted a questionnaire survey aimed at gathering information on the working conditions of foreign workers living in eight cities in Tochigi prefecture. In seven cities, the questionnaire sheets were mailed to the respondents. In one city, the questionnaire was distributed to the subjects when they approached the city hall asking for its services. This is the first attempt to carry out a survey on foreign workers' working conditions in the entire prefecture. In this paper the results are based on 350 questionnaires that were collected until March 2016. Pertaining the status of residence, the permanent residents (56.0%) are the largest group, followed by technical interns (9.1%), long-term residents (8.9%), and spouse or child of Japanese national (8.3%). Regarding other statistics, 60.4% has been in Japan for more than 10 years, 81.7% currently have a job, and out of them, 61.1% are engaged in the manufacturing sector. As to hiring pattern, the ratio of the regular employees remains at 32.5%. 22.0% of the foreign workers feel frustrated with their jobs, and "low salary or no raise" was the reason chosen by the majority (71.4%). Most of the respondents receive a monthly wage between "100,000 and 200,000 yen" (40.6%). On the other hand, 24.1% receive less than 100,000 yen.

(2016年6月1日受理)